

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表 (令和5年10月)

改 定 後	現 行
<p style="text-align: center;">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1-1条 ～ 第1-16条 [略]</p> <p>第1-17条 成果物の提出 1 ～ 3 [略]</p> <p><u>4 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受け、検定証明書を発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。</u></p> <p>5 成果物の装丁等は下記によるものとする。 (1) 製本上極力分冊を避け、また分冊を行う場合は内容の配分を考慮して行うものとする。 (2) 報告書は長期の使用に耐えうる通常の装丁を行う。</p> <p>第1-18条 ～ 第1-39条 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 ボーリング調査</p> <p>第3-1条 ～ 第3-2条 [略]</p> <p>第3-3条 調査方法 1 ～ 15 [略]</p> <p>16 試料を採取するオールコアボーリング※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング※2を行うこととする。ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特別仕様書による。※1オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に<u>収め</u>、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。※2ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取<u>試料</u>の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。</p>	<p style="text-align: center;">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1-1条 ～ 第1-16条 [略]</p> <p>第1-17条 成果物の提出 1 ～ 3 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>4 成果物の装丁等は下記によるものとする。 (1) 製本上極力分冊を避け、また分冊を行う場合は内容の配分を考慮して行うものとする。 (2) 報告書は長期の使用に耐えうる通常の装丁を行う。</p> <p>第1-18条 ～ 第1-39条 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 ボーリング調査</p> <p>第3-1条 ～ 第3-2条 [略]</p> <p>第3-3条 調査方法 1 ～ 15 [略]</p> <p>16 試料を採取するオールコアボーリング※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング※2を行うこととする。ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特別仕様書による。※1オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に<u>納め</u>、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。※2ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取<u>資料</u>の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。</p>

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和5年10月）

改定後	現行
<p>第3-4条 オーガーボーリング オーガーボーリングは、比較的浅い土の地盤で連続的に代表的な試料を採取して地盤の成層状態の把握や土質の分類を行い、かつ地下水位を確認するために行うことを目的とする。</p> <p>2 ～ 7 [略]</p> <p>第3-5条 調査日報 1 [略] (1) [略] (2) 層序、層厚、深度、地層の観測事項、試料の採取位置、試料の採取量、掘進時の観測事項（掘進速度、ロッド回転数、給水圧、使用ビット、送水量、逸水量又は湧水量、排水色、ケーシングの有無、ケーシング□径、挿入深度、崩壊等の事故の位置と程度等）等</p> <p>第3-6条 ～ 第3-9条 [略]</p> <p>第4章 ～ 第8章 [略]</p> <p>第9章 試掘杭</p> <p>第9-1条 ～ 第9-3条 [略]</p> <p>第9-4条 成果物 成果物は、次のとおりとする。 (1) ～ (2) [略] (3) 地すべり調査に当たっては、地すべり面、粘土の厚さ、含水の状況、擦痕の有無、地すべり面の方向等</p> <p>第10章 ～ 第12章 [略]</p>	<p>第3-4条 オーガーボーリング オーガーボーリングは、比較的浅い土の地盤で連続的に代表的な試料を採取して地盤の成層状態の把握や土質の分類を行ない、かつ地下水位を確認するために行うことを目的とする。</p> <p>2 ～ 7 [略]</p> <p>第3-5条 調査日報 1 [略] (1) [略] (2) 層序、層厚、深度、地層の観測事項、試料の採取位置、試料の採取量、掘進時の観測事項（掘進速度、ロッド回転数、給水圧、使用ビット、送水量、逸水量又は湧水量、排水色、ケーシングの有無、ケーシング□径、挿入深度、崩壊等の事故の位置と程度等）等</p> <p>第3-6条 ～ 第3-9条 [略]</p> <p>第4章 ～ 第8章 [略]</p> <p>第9章 試掘杭</p> <p>第9-1条 ～ 第9-3条 [略]</p> <p>第9-4条 成果物 成果物は、次のとおりとする。 (1) ～ (2) [略] (3) 地すべり調査に当たっては、地すべり面、粘土の厚さ、含水の状況、察痕の有無、地すべり面の方向等</p> <p>第10章 ～ 第12章 [略]</p>

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和5年10月）

改定後	現行
<p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <p>第1条 ～ 第13条 [略]</p> <p>第14条 関係官公庁への手続き等 受注者は、測量業務等の実施に当たっては、発注者が行う<u>測量法に規定する公共測量に係る諸手続等</u>、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。</p> <p>2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、<u>測量法第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第23条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第36条（計画書についての助言）、第37条（公共測量の表示等）、第40条（測量成果の提出）</u>等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。また、規程第14条に基づく測量成果の検定を<u>行わなければならない。</u></p> <p>第15条 ～ 第40条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <p>第1条 ～ 第13条 [略]</p> <p>第14条 関係官公庁への手続き等 受注者は、測量業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。</p> <p>2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、測量法第十四条（実施の公示）、第二十一条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第二十三条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第三十七条（公共測量の表示等）、第四十条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。また、規程第15条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。</p> <p>第15条 ～ 第40条 [略]</p>

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表 (令和5年10月)

改 定 後	現 行
<p style="text-align: center;">設計業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条 ~ 第1-5条 [略]</p> <p>第1-6条 管理技術者 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（業務に該当する選択科目）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）、<u>農業用ため池管理保全技士（農業用ため池に関する業務に限る）</u>、土地改良専門技術者（過去において、担当技術者、管理技術者、照査技術者を経験したことがある担当技術者を定める場合に限る）<u>のいずれかの資格を有するもの</u>、又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>4 ~ 8 [略]</p> <p>第1-7条 照査技術者及び照査の実施 受注者は、発注者が設計図書において定める場合には、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（業務に該当する選択科目）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）、<u>農業用ため池管理保全技士（農業用ため池に関する業務に限る）</u>、土地改良専門技術者（過去において、担当技術者、管理技術者、照査技術者を経験したことがある担当技術者を定める場合に限る）<u>のいずれかの資格を有するもの</u>、又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">設計業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条 ~ 第1-5条 [略]</p> <p>第1-6条 管理技術者 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（業務に該当する選択科目）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）<u>のいずれかの資格を有するもの</u>、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）、土地改良専門技術者（過去において、担当技術者、管理技術者、照査技術者を経験したことがある担当技術者を定める場合に限る）又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>4 ~ 8 [略]</p> <p>第1-7条 照査技術者及び照査の実施 受注者は、発注者が設計図書において定める場合には、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（業務に該当する選択科目）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）<u>のいずれかの資格を有するもの</u>、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）、土地改良専門技術者（過去において、担当技術者、管理技術者、照査技術者を経験したことがある担当技術者を定める場合に限る）又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p>

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和5年10月）

改 定 後	現 行
<p>3 ～ 6 [略]</p> <p>第1-8条 ～ 第1-38条 [略]</p> <p>第2章 [略]</p>	<p>3 ～ 6 [略]</p> <p>第1-8条 ～ 第1-38条 [略]</p> <p>第2章 [略]</p>